

入札監理小委員会

第 7 5 4 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第754回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年11月5日（水）16：36～18：47
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務（環境省）

○能力開発基本調査（厚生労働省）

3. 事業評価（案）の審議

○エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査）（経済産業省資源エネルギー庁）

4. 閉会

＜出席者＞

中川主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、
尾花専門委員、川崎専門委員、三輪専門委員、和田専門委員

（循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務）

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 環境型社会推進室

中村企画官

崎枝専門官

中嶋環境専門調査員

（能力開発基本調査）

厚生労働省 人材開発統括官 人材開発政策担当参事官付 政策企画室

西川室長

塩田室長補佐

栗原係員

（エネルギー消費統計に係る調査実施等事業（エネルギー消費統計調査））

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課 戰略企画室

後藤室長
金井室長補佐
東條室長補佐
齋藤資源エネルギー調査専門職
小島係員

(事務局)
吉田事務局長、谷口参事官

○中川主査 それでは、ただいまから第754回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び「循環型社会白書」作成支援等業務の実施要項（案）について、環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、中村企画官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○中村企画官 ただいま御紹介にあずかりました環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室企画官、中村でございます。本日は、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど事務局から御説明いただきました令和8年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和9年版「循環型社会白書」作成支援等業務の民間競争入札実施要項（案）について、御審議に際して説明させていただきます。

資料といたしましては、資料1-1、1-2、それから非公表資料として資料A-1からA-6までお手元にお持ちと認識してございますので、全体の説明につきましては、資料1-1あるいは非公表資料で申し上げますと資料A-1の流れに沿って御説明させていただければと思ってございます。

まず、こちらは、御審議に際しての議論のポイントといたしまして、まず事業の概要でございます。事業の概要といたしまして、資料A-1に沿って御説明申し上げます。概要といたしましては、本件、循環型社会形成推進基本法と呼ばれます基本法に基づいて、計画的に循環型社会の形成に向けて進んでいるかを確認するのが趣旨の業務となってございます。循環基本法と呼ばせていただきますが、循環基本法におきましては、まさに循環型社会形成に向けて国のほうで閣議決定を行う計画を定めることとなってございまして、こちらを循環型社会形成推進基本計画と呼んでございますが、当該計画について、おおむね5年ごとで見直しつつ、かつ2年に1回のペースで点検を進めていく、進捗状況を評価して点検するということになってございます。実際に点検に向けて様々な必要な事項等がございまして、それらについて必要な検討をして支援していくといった趣旨の業務となってございます。

詳細については、資料1-2の2の事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項のところに記載されてございますが、本日は簡潔に御説明する観点から、資料A-3にございます業務の内容について、A-3を活用して御説明申し上げます。

以上、申し上げましたとおり、計画に基づいて指標等が設定されてございますので、そ

の指標を計算するための補助の資料の作成であるとか、もしくは指標の更新、あるいは要因分析等の進捗管理、あるいは新たな計画において求められている新たなデータの検討であるといったところ、それに向けて必要なワーキンググループを設置して、有識者の先生方に御議論、御意見、御指摘を頂戴するといった業務が含まれておりますほか、あわせて当該循環基本法におきましては、別途14条に基づいて、毎年、いわゆる白書でございますが、年次報告の作成が定められてございまして、年次報告として環境・循環型社会・生物多様性白書の循環部分を作成して国会に提出してございまして、そのための作成支援も本件業務で行っているというところでございます。特に、循環基本計画の点検部分につきましては、国の環境大臣の諮問機関であるところの中央環境審議会循環型社会部会に対して必要な報告等を事務局として環境省が実施していくところ、それについての資料作成支援あるいは開催対応支援等も含まれているといったところでございます。

事業期間として想定してございますのは、今期、第2期でございますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を想定してございます。

なお、関連いたしまして、本件市場化テストでございますが、第1期として令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で既に御審議等あるいは御指導いただいているという状況になってございます。

当初の選定の経緯といたしましては、本件は1者応札が継続していたところから選定いただいたという次第でございます。

続きまして、前回事業、まさに1期目の入札結果について御報告申し上げます。後ほど御説明申し上げます、御指導いただいて実施した競争性改善のための取組の結果もございまして、前回の事業の入札結果といたしましては、2者が応札して、両者とも予定価格内であったという状況になってございます。

続きまして、資料A-1に基づいて改めて、3、競争性改善のための取組について御説明申し上げます。今ほどの1期目の取組で行いました改善について引き続き実施してございます。

まず、仕様書の明確化といたしまして、先ほど御説明申し上げました専門家によるワーキンググループの設置・開催について、事業者が作成する資料の分量や内容等が分かるよう、参考にすべき資料をURLとして明記してございます。

またあわせて、循環基本計画につきまして、最終的に審議会としての点検の報告書を整理していく必要がございますが、その作成支援につきましても、過去どのような点検であ

ったかといった点検結果のURL等を仕様の中に明記してございます。

続きまして、循環白書の部分でございますが、白書について、どのようにいつまで原稿案を提示するべきか、あるいはスケジュール等についてイメージできるように補記させていただいてございますし、あわせてこれまでの循環白書のURL等も明確に仕様に記載してございます。

また、中央環境審議会循環型社会部会の資料作成支援においても、業務量等を把握できるように参考資料のURL等を記載しているところでございます。

以上のような仕様の明確化を行いまして、これについて第2期においても引き続き継続的に実施したいと思ってございます。

また、入札公告期間につきましても、従前では28日間であったところを41日間としてございまして、この点も継続実施したいと思ってございます。

あわせて、引継ぎのための準備期間も確保したいと思ってございます。

また、入札に際しては、入札説明会を開催して、適切に業務内容等を多くの応札予定者に把握いただけるようにしていきたいと思ってございます。

このほか、評価基準表の見直しも行ってございまして、評価基準の提案の中で引継ぎの項目も追記させていただいておりまして、円滑な引継ぎを行えるようにしたいと思ってございますほか、いわゆる従事者の実績、能力、資格等、もしくは組織の実績（類似業務）といったところの配点を低くして、現行の受託者に有利になることがないようにさせていただきました。

あわせて、今次、さらに第2期において追加的に実施すべき事項といたしまして、仕様書のさらなる明確化を図りまして、物質フローに関する更新等について、報告書のどの部分を参照すべきか把握できないといいましょうか、報告書全体のURLを指定しておりましたので、この部分を見ればよいという、より詳細な参照先を追記してございます。

また、第五次循環基本計画の今回、つまり第1回点検報告書、そして第2回点検報告書の作成支援につきましても、中央環境審議会循環型社会部会の該当する会議資料のURLを追記したというところでございます。

また、引継ぎに発生する費用負担先についても明記してございます。

このほか、事業者に対しては積極的に声かけを行っていく所存でございます。

以上、競争性改善のための取組でございました。

続いて、そのほかの修正変更について、第1期からという点で申し上げますと、1点、

関連する業務として、3R行動見える化ツールという業務がございまして、こちらはまさに3R、リデュース・リユース・リサイクルに関する行動について、簡易に計算することで見える化を図るツールでございますが、循環基本計画の点検等における指標と連動するところもございましたので、本件業務について追記してございます。

続きまして、御議論いただくポイントでございますが、先ほど申し上げました競争性改善のための取組によって、民間事業者が業務内容や業務量を把握して、新規参入を見込める内容となっているか、御議論いただければと思ってございます。

また、パブリックコメントの対応でございますが、本件の実施要項（案）につきましてお諮りする前に、令和7年10月7日から21までの間でパブリックコメントを実施しております。その結果、2者から合わせて2件の御意見を頂戴してございます。一方で、内容を検討いたしましたところ、今回の業務の実施内容に直接反映するような趣旨ではなかったところもございましたので、修正を要する意見ではないと当省としては判断いたしました、意見の反映は見送ったという次第でございます。

簡単ではございますが、環境省からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願ひいたします。

○岡本副主査 どうもありがとうございます。すごく改善されてきたと認識しているのですけれども、実施要項（案）A-2ベースで読ませていただいて、幾つか疑問点がありますので、細かい点ですが、3点ぐらい指摘をさせていただきたいと思います。

まず64分の7、先ほどあった「3R行動見える化ツール」検討会のところの第2パラグラフなのですけれども、これは非常に細かくて恐縮ですが、6行目ですか、旅費の算定のところの括弧書きで「3名：全国在住、日帰り想定、3名：県内在住、日帰り想定」と書いてありますけれども、この県内というのは、都内ではないですか。と申しますのは、その先のほうに会場設営で都内と書いてあるのですけれども、県内という意味がよく分からなかつたので、都内ではないかなと思って、その確認です。これが1点目です。

続けて言ってよろしいですか。

○中村企画官 進行者の御指導に従いますが、もし個別に回答したほうがよろしければ、今、回答を申し上げますが。

○中川主査 個別でお願いいたします。

○中村企画官 まず、御指摘いただきありがとうございます。御指摘の県内の部分につきましては、現在、当省で確認したところ、御指摘のとおり、想定しておりますのは都内をございましたので、該当部分につきましては「都内在住、日帰り想定」に修正させていただければと思ってございます。大変失礼いたしました。

○岡本副主査 よろしくお願ひします。

では、2点目に行きます。64分の12です。入札参加資格のところですけれども、(4)でAからD等級へと広げていただきて、これはむしろたくさんの事業者の方がおられると思うのですけれども、これはどのような考え方からDまで広げておられるのか。恐らく金額的にはDまで広げる案件ではないと思うのですけれども、その辺をちょっと御説明いただきたいなと思います。

○中村企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、本来であれば等級については金額等を踏まえて適切に選定していくところではございますが、本件については1者応札が継続しているという観点もございまして、可能な限り広く応札者を求めるという観点から、A、B、CまたはDということで、格付を幅広く受け止めるようにさせていただいているという次第でございます。

○岡本副主査 ということは、環境省さんとしては、こういう調査業務というのは、等級に関係なく、広いいろいろな事業者の方ができると考えていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○中村企画官 実際には、環境省全体と申しますか、そこは業務の特性であるとか、あるいは同じ調査業務であってもいわゆる調査業務としての専門性を有する場合であるとか、もしくは業務規模に応じた格付、等級等を選定しなくてはいけない場合等もあって、一概に当省の業務全てがこうなっているかというと、そこは個々の状況に応じて選定するということかと思ってございますが、一方で、1者応札が継続しているという状況を鑑みまして、本件業務については、当省では、まさに調査・研究と、またはその他まで含んだ状態で、A、B、CまたはDと広げているといった状況でございます。

○岡本副主査 なるほど。それに関しまして、先ほど御説明があったA-4の非公表の部分ですけれども、前回の仕様書を取得された方は結構多かったにもかかわらず、実際に説明会に参加したのは2者だけだったと記憶しているのですけれども、これはなぜこんなに数字が違うのかというのは、何か把握していらっしゃいますか。

○中村企画官 実際には入札不参加だった方全てにヒアリングできているわけではございませんが、一部の方にヒアリングした関係で申し上げますと、そういう意味では基礎的なところが重視された性質の事業なので、新規で応札してまで、毎年事業者が入れ替わって対応する性質の事業ではないというところもあったと御判断なされたところもあろうかと思つてございます。一方で、そういう意味では、事業の負担について、丁寧に書いてもらった点は評価するというお話も頂戴している次第でございます。

○岡本副主査 では、乞う御期待というところですね、今回は 分かりました。

では最後に3点目です。が64分の19のところですけれども、今回修正されていらっしゃる点です。これはむしろ法律家の先生方にお聞きしたいことだと思うのですけれども、再委任等となっておりますよね。オのところです。この再委任等と「等」を入れられたのは、例えば64分の24ページのところに契約書があつて、そこには同じように、この契約書の表記に合わせられたと理解したのですけれども、再委任等というのは、これは再委託と再請負をいうのですか、請負をもう一回出すという、その両方を含む概念という理解でよろしいですか。

○中村企画官 おっしゃるとおり、契約書の記載にそろえているというところでございます。

○岡本副主査 再委任等の中に再委託と、また請負をもう一回出すという意味の再請負みたいなものが入るということなのですね。これは一般的にこういう理解なのですかね。ちょっと私はよく分からぬので確認させてもらつてあるのですけれども、もし明確に定義をするのでしたら、実施要項にも再委任等とは何になるかという定義を書かれたほうがいいのではないかと思いましたので、もし御検討いただければ、後で検討してください。よろしくお願ひいたします。

○中村企画官 ちょっと内部で相談させていただくようにしたいと思ってございます。

○岡本副主査 あと、細かい点は事務局に提出いたしますので、確認いただければと思います。

以上です。

○中村企画官 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願ひいたします。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございます。すみません、1点教えてください

い。A-2の資料の64分の58のところで、必須要件として十分な時間という記載がございます。4.2の従事者の実績、能力、資格等のところの後段の必須というところで、本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められることを必須として挙げておられます。一般に主たる担当者が多数の業務に従事していると十分な時間が割けないことから、こういった業務においては業務量を条件とされる例を拝見はしているのですが、この十分な時間という記載で、応札者と実施府省の間で、誤解や齟齬が生じる危険性はないのかなという点が不安になりました。この点について何か指針みたいなものをお持ちでいらっしゃいますか。

○中村企画官 すみません。御指摘ありがとうございました。おっしゃるとおり、今、評価基準の中では、十分な時間確保を想定して記載させていただいている次第でございます。こうした意味では、十分な時間というものについては、必ずしも具体的に何時間みたいなところは明記していないところではございますが、一方では、ある意味、まさに基礎点として設定をしていて、加点についてはその他の手持ち業務が別にあることをもってその追加的な加点要素にはしておらず、純粹に本件に応札いただく上での基礎点として評価させていただいているところもございますので、こうした意味では、本件の項目設定によって応札者の方がハードルになって応札を躊躇されるということはないのではと我々としては思っている次第です。

ただ、御指摘の点は、ありがとうございます。どうしても業務を実施する上では一定の時間を本件について確保いただく必要がある観点から、基礎点としては入れさせていただいている次第ではございますが、本件が応札者のハードルにならないように気をつけていきたいとは思ってございますし、その点は入札説明会等でもフォローできればと思っていいる次第です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。実施要項による募集自体が何か、契約の申込みで、相手方、最高得点を取った応札者の提案書の提出が承諾だとすると、その時点で契約が成立することになります。従って、実施要項によりどういった申込みをしたか、つまり申込の内容としての記載は重要であり、この十分な時間というのは非常に大事なのではないかと思われます。十分な時間についての理解の齟齬があったときには、どうですかね。応札者が10時間なら、1日5時間ならいいと思っていたけれども、実施府省は、いやいや、6時間なのですと思っていたとすると、重要な部分についての理解に齟齬があり、応札者は応札の機会を失ってしまう気がしますので、詳細に詰めておられる内容かとは思う

のですが、もしこの点を実施要項に書くのが難しいとすれば、御質問を受けたときには詳細に御説明になられ、または説明会等があれば、きちんと説明していただくのがよいかと思いました。ありがとうございます。

○中村企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本件を通じて応札を躊躇することにならないように、実際にはまさに業務仕様をきちんと適切に実施する上で十分な時間が確保されているかどうかというところが判断基準になろうかと思ってございますけれども、その辺りが正しく伝わるように、入札説明会等でもきちんと伝えていければと考えてございます。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願ひいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

修正・検討事項としては2点あると理解しております。

岡本委員から御指摘いただきました64分の7ページの県内と書いてある箇所を都内に修正すること。

また、2点目としまして、64分の19ページの再委任等の定義について、少し検討するということで、お願ひしたいと思います。

あと、先ほど尾花委員から御指摘いただきました評価基準表の64分の58ページのところ、「十分な時間がある」という記載について、理解の齟齬がないように、説明会でしっかりと伝えていっていただきたいと存じます。

事務局からは以上です。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、本日の審議を踏まえ、環境省におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○中村企画官 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○崎枝専門官 ありがとうございました。

○事務局 環境省様、本日はありがとうございました。

御審議は以上で終了となりますので、退出ボタンを押して、御退室されてください。ありがとうございました。

○崎枝専門官 ありがとうございます。失礼いたします。

(環境省退室)

(厚生労働省入室)

○中川主査 それでは、第754回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、能力開発基本調査の実施要項（案）について、厚生労働省人材開発統括官人材開発政策担当参事官付政策企画室、西川室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○西川室長 よろしくお願ひいたします。厚生労働省人材開発統括官付政策企画室長の西川と申します。令和8年度から実施予定の能力開発基本調査の民間競争入札実施要項（案）について御説明いたします。

冒頭、本調査の概要について御説明したいと思います。資料B-3を御覧ください。

最初に、本調査の目的は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料等とすることです。平成13年度から毎年度実施しています。

次に、調査対象ですが、調査対象業種として記載の15業種に属する常用労働者30人以上を雇用している民営企業及び民営事業所並びに当該民営事業所に雇用されている常用労働者個人となっております。

また、調査期日は毎年10月1日時点です。調査事項は、企業調査、事業所調査、個人調査のそれぞれを設定しており、本資料に記載の項目などを調査しております。

公表のタイミングは調査実施の翌年6月となっています。

調査の流れは、当初から民間事業者に委託しており、当該民間事業者から調査対象に対して調査票を郵送し、郵送またはオンラインにより回答いただくというものです。

それでは、第4期の実施要項（案）の説明に移らせていただきます。実施要項については、概要をまとめた資料B-7を用いて御説明いたします。「能力開発基本調査における民間競争入札実施要項の見直し（案）」という見出しの横置き資料になります。

まず、1ページ目を御覧ください。令和7年度まで実施してきました第3期における課題について、大きく2つに整理しております。

1つの課題としては、（1）競争性の確保がございます。第3期の調達は1者応札で

あつたため、第4期の調達では競争性を確保するため、2つの改善措置を講じたいと考えております。1つ目の改善は、①入札の幅広い周知でございます。本調査の受託実績がある事業者のほか、厚労省が実施している他の統計の受託実績がある事業者などに、公告を開始した旨の連絡を行います。本調査の公告開始後、早い段階で積極的に公告の御案内を行うことで、本事業にできるだけ多くの入札を促したいと考えております。あわせて、入札説明会については、1者でも多い事業者に御参加いただくため、2回実施する予定です。

競争性の確保のために措置する2つ目の改善は、②スケジュールへの配慮になります。第3期、すなわち令和5年度に実施しました入札におきまして、仕様書を受領したものの、入札に不参加だった事業者に聞き取り調査を行いました。その結果、下段の参考欄に記載しているとおり、入札日までの日数的に十分な提案を用意することが困難という声がありました。そのため、民間事業者が提案を検討するために十分な時間を確保できるよう、余裕を持ったスケジュールを組むこととしたいと考えております。具体的には、従来の公告期間と比較しまして10日程度長くなるよう設定する予定でございます。

第3期における2つ目の課題として、次のページを御覧ください。（2）実施経費の削減があります。本調査は、対象となる企業・事業所に対して調査票を郵送する形で調査を開始します。

回答方法については、回答者が郵送、オンラインの2つのいずれかを選択できます。本調査では、調査対象者に対してオンライン回答への誘導に積極的に取り組んでいます。具体的には、本調査の実施前に各調査対象者にお送りする調査依頼の事前依頼はがきや、調査票送付の際に同封する書類にて、オンライン回答が便利である旨を積極的にお知らせしています。その結果、中段の表にあるとおり、年度を追うごとに有効回答率に占めるオンライン回答の割合が上昇しています。オンライン回答の場合、郵送回答とは異なり、回収したものをシステムに入力する作業を省くことができます。そのため、入札予定価格の積算におけるデータ入力業務に係る人件費を削減させることができる見込みです。

次に、下段の参考欄、令和8年度のメールアドレス事前登録及びオンライン回答への誘導案を御覧ください。メールアドレス登録の督促及びオンライン回答への誘導を積極的に行うこととしています。特に規模1,000人以上の企業・事業所に対して重点的に実施することとしています。調査協力の事前依頼はがきにメールアドレスを登録していただくよう明記しておりますが、下の矢印の先にありますとおり、登録いただいたメールアドレスは、その後の個人調査の督促にも使用できることから、個人調査の回答率の向上にも資す

るのと考えています。このようにオンライン回答への誘導を強力に進めることで、第4期の実施経費の削減に努めたいと考えています。

以上が、第3期における課題を受けた第4期に取り組む改善措置を含む実施要項の見直し（案）となります。

続きまして、実施要項のその他の変更点について簡単に触れさせていただきます。資料2-2を御覧ください。実施要項（案）そのものです。資料24ページから27ページまでです。（16）集計及び調査結果報告書（案）の作成において、集計工程における遵守すべき事項について記載しています。ここに令和5年度調査で発生した誤りを受けて措置した再発防止策を反映しております。ローデータ作成時のシステムのプログラマー誤りと調査結果の概要においてタイトル誤りが発生したことを受け、再発防止のために対策を講じることとしています。具体的には、④システム改修時における変更内容の文書化の徹底及びアラート機能の実装、⑥暦年比較を実施するシステムの構築、⑩受託業者以外の第三者によるデータ検証を行う体制の構築、⑭調査結果の概要の作成及びチェック報告の4つになります。

最後に、パブリックコメントの実施結果についても御報告します。資料B-6を御覧ください。本年9月26日から10月13日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。この結果、1者から計1件の御意見をいただきました。こちらは、統計の質の確保に関する一般的な御意見であったことから、このパブリックコメントによる仕様書の変更、要領の修正等はございません。

私からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○西川室長 お願いいたします。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 御説明ありがとうございます。実施要項（案）に関して3点ばかり確認させていただきたいことと、あと、実施される期日について教えていただきたいのです。

まず期日ですけれども、これは10月1日現在、これは過去の継続性とか予算の執行とかいろいろあって年度後半になっていると思うのですけれども、私が以前にシンクタンクにいた経験からすると、年度の後半というのは各シンクタンク、調査研究事業者は非常に

忙しくなってくるのです。役所の一般的な委託というのは年度後半に結構集中するということだと思うので、この10月1日にやらなければいけない理由というのは逆にあるのですか。できれば年度の前半にやろうということは、突拍子のないことを聞いているのかもしれませんけれども、これは不可能なことなのでしょうか。

○西川室長 まとめて御質問をお受けできればと思いますので、3つあるとおっしゃっていただきましたので、2つ目、3つ目もお願いいたします。

○岡本副主査 では、要項（案）に関してお聞きいたします。B-2ベースですけれども、266分の38ページ、入札資格の等級の考え方ですけれども、今はAとBということで、それは共同事業の場合はA、B、C、Dということになっていると思うのですが、過去は何かいろいろなCまで拡大されている場合もありましたけれども、これはどのような考え方から今こういう入札資格等級を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

それから2点目は、266分の49ページに再委託の際の要件が書かれています、1行目のイのところですけれども、「再委託の業務内容及び事業者等の情報が明示されていること」と書いてあるのですが、多くの実施要項（案）は、再委託の場合に、再委託先の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告聴取、個人情報の管理、その他の業務の方法を明記するといったことが書かれている場合が多いのです。ですから、もう少し細かくこういう要件を書かれただほうがいいのではないかと思いました。この点についてもお考えをお伺いしたいと。

それから最後ですけれども、52ページ、③②、法令の遵守、③③、安全衛生というところで、それぞれの項目に関して関係法令という記述があります。③②の法令の遵守については関係法令等と書いてあって、③③の安全衛生については関係法令で「等」がないのです。このように書き分けていらっしゃるのには何か理由があるのでしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○西川室長 岡本委員、御質問ありがとうございます。

○岡本副主査 できれば、後で事務局を通して回答していただいても結構ですので、よろしくお願いします。回答できるものは、今話していただいて結構です。

○西川室長 等級の部分について御回答さしあげます。今はA、Bとさせていただいています。現在受託していただいているところが、等級のBに該当するところです。この能力開発基本調査ですが、先ほど御説明したとおり、企業調査、事業所調査、個人調査とあり、それから事業所の数、調査の対象者からすると、なかなか小規模なところでは受けていた

だくことが、実施いただくことが難しいということ、それから過去の誤り等もありまして、AとBという形にさせていただいているところです。

○岡本副主査 承知いたしました。ありがとうございます。共同事業体の場合には、小さな事業者も参加できるという考え方ですね。

○西川室長 もう一度お願ひできますか。

○岡本副主査 共同事業体の場合は、A、B、C、Dまであったのでしたか、小さな事業者も参加できるように手当てをしているという理解でよろしいですね。

○西川室長 はい、本来は等級Aのみが対象になるのですけれども、1者応札という形になっていますこともありますから、範囲をBまで拡大しています。

○岡本副主査 共同事業体の場合には、それ以上の業者もできるように手当てをしているという理解でよろしいわけですね。

○西川室長 はい、そういう理解でございます。

○岡本副主査 ありがとうございました。

○西川室長 ありがとうございました。

あとは、再委託の関係の記載です。先ほど岡本委員から、他の委託ではもう少し細かく詳細に書いてあるということ、それから関係法令、あるいは関係法令等ということで、文言にぶれが生じているということに関しましては、これは文言の再精査をさせていただいて、追って事務局を通して御回答できればと思います。

○岡本副主査 よろしくお願ひいたします。

○中川主査 最初の点についての御回答は別途でよろしいですか。

○岡本副主査 私は構いません。

○西川室長

10月1日の部分ですけれども、この調査・設計の段階で総務省と年度始めに数か月かけて、夏頃までに御了解を得るという手続があります。その後、業者さんに委託という手続を行っていきますと、10月1日時点という形になってしまうというのが実態でございます。このため、法令等、何かルールで決められたものではないのですけれども、10月1日時点で実施しているという形です。

○岡本副主査 状況はよく分かりました。総務省との打合せというのは前の年度からやるということができないかとか、いろいろ思うのですけれども、現状はいろいろ難しいというのは了解いたしました。今日のところはこれで結構です。ありがとうございます。

○西川室長 総務省がどうということではなくて、我々のほうにもあるのかもしれませんので、そういう意味ではございませんので、ご理解いただければと思います。

○岡本副主査 承知しました。私は以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに意見や御質問はございますでしょうか。三輪委員、お願いいいたします。

○三輪専門委員 では、私からは26ページの記述について確認をさせていただければと思います。エラーの再発防止というのは必要ですので、ここはかかるべきコストをかけてでも統計の信頼を裏切らないようなことを講じるべきだということは私も理解しております。それで、伺いたかったことは、細かい点なのですけれども、暦年比較を行うシステムの構築のところの文章と表記について分かりにくいくらいがありましたので、どういうことかということで確認をさせてください。

まず、表現として分かりにくかったのが、この暦年比較を行うシステムの構築の1番に、Excelの関数式で算出した数値の差が「企業調査と事業所調査でプラスマイナス5%超」という記述があるのですけれども、一見すると、これだけを見ると、企業調査と事業所調査の数字を比較するかのように見えてしまうので、これは恐らく、企業調査は基準がプラスマイナス5%で、事業所もプラスマイナス5%で、個人がプラスマイナス7%ということではないかと思うのですけれども、「と」というのがつくと、日本語の助詞の「と」の読み方がいろいろできてしまうので、企業調査と事業所調査が同じ基準だといったことが分かるような表記のほうがいいのではないかということをまず一つ思いました。これはコメントです。

2つ目は、これは質問というか、確認なのですけれども、「プラスマイナス5%超、個人調査でプラスマイナス7%超」という異常値のカットラインというか判断基準なのですけれども、これは%なのか、パーセンテージポイントなのかというのは、どちらなのかということをお聞かせください。

つまり、何かというと、例えば選択肢1番を取ったのが令和4年と令和5年で、例えば50%だったものが55%になりましたというのは、実はプラス5%ではないのですよね。プラス10%なのです。要するに1.1倍なのです。つまり、このプラス5%という表現だと1.05倍を意味するわけですけれども、5パーセンテージポイントとかという場合はまさに55引く50の5。これは実は私がなぜそれを気にしているかというと、さらにそのパーセンテージポイントが、例えば選択肢の何番を選ぶといったことでも、50%近く

のところだと割と誤差が大きいところなのですけれども、90%超とか、あるいは10%よりも下とか右側のところだと、5%ポイントの差は物すごく大きかったりする。要するに誤差自体が、比率の場合には50%付近が大きくて、外れの両端に行くほど小さくなるという性質が自動的にありますので、そういったこともあるって、このパーセンテージポイントで言っているのか、それとも比である1.05倍とか1.07倍を意味しているのかといった点を確認させてください。

あと、もし可能だったら、なぜこの異常値の判断が5%あるいは7%としたのかという根拠についても、もし何かありましたら教えていただければ幸いです。こちらは質問です。

○西川室長 三輪委員、御質問ありがとうございます。最初の「企業調査と事業所調査でプラスマイナス5%超」というところは、誤解を招くような表現になっているということですでの、こちらは表記を修正させていただければと思います。

それから2つ目の御質問のところです。パーセンテージ、割合なのか、パーセントポイントなのかというところですけれども、後者のパーセントポイントのほうです。5%ではなくて、5パーセントポイントのずれということを指しておりますので、ここも正確に書かせていただければと思います。

それから、最後の御質問で、この5パーセントポイントあるいは7パーセントポイントというところは、この統計の設定で標準誤差をそれぞれ、企業調査と事業所調査は5%、それから個人調査は7%というところで設定しておりますので、このような設定にしているということでございます。

○三輪専門委員 分かりました。つまり、調査設計上、目標とするような誤差の水準があって、それを超えた場合には異常値の可能性ありといったことで判断するということですね。分かりました。私の質問は理解できました。ありがとうございます。

○西川室長 御質問ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見は。川崎委員、お願いいいたします。

○川崎専門委員 御説明どうもありがとうございます。川崎でございます。私からは、265分の23ページの④です。疑義照会のところもそうですが、オンライン回収率がかなり上がってきているということを資料で御説明いただき、一方、経費削減について、単純には評価はできないと御説明いただいたかと思います。オンラインで回答があった場合は、異常値の検出とか、そういったものは何かあるのでしょうか。実施要項を拝見した限り、紙で回収したものに関する疑義照会の対象等に関しての記載はあったのですが、オン

ラインに対しては見当たらず、もともと複数回答ができないようにするなどのエラー対策機能は備えなさいという記載はあったのですけれども、それ以外はどうなっているのか教えていただければ幸いです。

○西川室長 川崎委員、御質問ありがとうございます。オンライン回答の場合は、回答に矛盾があるような場合にはその先に進めないような仕組みを内蔵しておりますので、疑義照会というプロセスが生じない形になってございます。このため、記載がないという形になっています。

○川崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。何か桁とか、例えば従業員雇用数とかを書くところがあるかと思いますが、こういったところの桁がその事業者さんにとっては大きいものであるとか、そういったことに対して何かフラグを立てるとか、大企業であれば問題ないかもしれないですが、その事業者さんがたまたま桁を誤ったとか、そういったことに対するフラグ等をたてることはないという認識でしょうか。

（13）問合せ・苦情等への対応の上の、調査票等の記入不備等の処理のところで、取り消し線を入れた上で訂正を行うようにという記載があったため、オンラインのところも質問させていただきました。お願ひいたします。

○西川室長 御質問ありがとうございます。オンライン回答の場合、例えば従業員が100人とか1,000人とか、そういった場合に自己啓発に事業者が支援した金額が幾らといった入力をするような箇所がありますけれども、そこであまりにもおかしいだらうと思われるような数字、桁違いの数字が入ると、警告がオンラインの入力画面に出てくるという仕組みを取っています。そういう意味で、今おっしゃっていただいたような御懸念は解消されているのかなと思います。

○川崎専門委員 分かりました。ありがとうございます。前の期で標本設計も小さく変えているというところもあって、そういったところに関して、疑義照会とか、質の担保というところで、その辺りが気になったので質問させていただきました。

以上です。

○西川室長 御質問ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

三輪委員、お願いします。

○三輪専門委員 すみません、三輪です。もう1点、またデータのところについて質問させてください。私が質問したいのは27、28ページ、あるいは266分の31、32ペ

ージのあたりとなります。ここで、このエラーの再発防止のためということだと思うのですけれども、集計用のローデータ生成時だとか、これは今の⑩のところのトリプルチェックとか、それから14番のところにも、調査結果の概要の作成に当たっても、ダブルチェックという言葉が出てきているのですけれども、この主体です。つまり、トリプルといったからには3つの主体が同じデータをチェックするといったこと、あるいはダブルチェックというからには調査結果の概要に関して2つの主体がチェックするのかなと受け止めたのですけれども、それは具体的にどの主体が何をどこまでのチェックをしようと計画されているのか、予定されているのかという点に関して、分かる範囲でよろしいので、教えていただければと思いますが、お願ひいたします。

○西川室長 三輪委員、ありがとうございます。最初はトリプルチェックについてです。265分の30の⑩のところでございますけれども、こちらは、ローデータを作成した担当者がまずチェック、そしてそれを監督する立場にある者がチェックをする。これでダブルチェック。さらに、⑩のタイトルに書かせていただいているけれども、この受託者以外の第三者に委託をしてチェックしていただく。これでトリプルチェックという形になります。

それから、⑭にダブルチェックという言葉が出てきますが、その上に厚生労働省と出てきていると思いますけれども、これは受託者でチェック、それから厚生労働省にも同じデータをいただいて、私どもで確認する、チェックをする。これでダブルチェックという形になります。

○三輪専門委員 分かりました。つまり、トリプルチェックというのは、入力者と監督者、これは要するに同じ受託者ですよね。つまり、業者としては受託者と、それから第三者というのかな、その二人でということですね。分かりました。トリプルというのは厚生労働省も入っているのかと思って、そんな余裕と人手と時間があるのかと思ったので、聞きたかったということです。分かりました。いずれにせよ、何をなさるかというところで分かりましたので、質問は了解いたしました。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願ひいたします。

○尾花専門委員 尾花より1点教えてください。入札を考える業者がどこを初めに見るかというと、入札参加資格かと思われます。B-2の266分の39のところで、入札参加資格の（15）というものがあるのですけれども、そこでは類似の統計業務の実績と書か

れています。他方、評価基準を拝見しますと、ページとしては266分の254ページです。2.2の通し番号としては6ということですが、そこには7,000件とあり、そこでは類似という表現はなく、行為としては、統計調査とデータ処理という記載があります。実施府省様におかれでは、これは同じことを意味しているということでしょうか。ここを整理することはお考えにならないのかということを教えてください。

○西川室長 尾花委員、今御指摘いただいた箇所をもう一度おっしゃっていただけますでしょうか。申し訳ございません。

○尾花専門委員 まず266分の39というところです。入札参加資格というところで、そのページでいくと（15）というものがございます。そこには、どういう方に資格があるかというと、同等規模の類似業務をやったことある人という記載があります。恐らく、同等規模の類似業務をやっていない人は札さえ入れられないというのが、御担当者様のメッセージかと思います。他方、評価基準を拝見します。評価基準は266分の254ページです。左側に実績を問うということで、2.2で実績を問うておられ、7,000件以上のデータ処理業務をしたことがある人が必須だから、それがなければ点をあげませんよというか、もう落としますよというメッセージを担当者様がされていると思います。この2つの表現は同じことを問うておられるのでしょうか、それとも別のことでしょうかというのが質問でした。

入札する方は、まず自社に資格があるかと御覧になると思うのです。そうすると、この最初の266分の39ページを見て、自分たちは応札できるかどうかが明確に分かったほうがいいと思うので、もし評価基準のところで7,000件以上だと、そのようなことを出されるのであれば、この39ページの入札参加資格のところ、（15）のところで、類似だとか同等だとかだけではなく、数字を書いたほうがいいだろうなと感じています。なぜならば、自分たちは同等で類似だと勝手に解釈していろいろ提案書とかを書いておきながら、最後の評価基準を見て、7,000件ないから駄目だとがっかりするよりは、最初からおっしゃられたほうがいいのではないか。もしくは、そうでなければ、もう39ページから参加資格のこの記載は除いて、266分の254ページの評価基準のところに1個だけ書くというのが明確かもしれませんね。

同じことを問うておられるのに別の表現をされるよりは、同じ表現をされたほうが、札を入れようと考えている方にとっては明確な御省のメッセージになるのではないかと感じたので、意見を申し上げました。

○西川室長 尾花委員、御質問、御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、入口の部分で、入札資格にうちは該当するのか、クリアしているのかいないのかというのが明確でないのではないかという御指摘だと思いますので、いずれの表現に揃えるか、検討させていただきまして、追って事務局を通じまして御回答を申し上げたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○尾花専門委員 では、よろしくお願ひいたします。

○西川室長 ありがとうございます。

○中川主査 大見委員、手を挙げられていたかと思います。

○大見副主査 すみません、お願ひします。資料B-4の契約状況等の推移に関する資料についての質問ですけれども、1期目は一般社団法人新情報センターというところが事業実施者として実施されていたかと思うのですけれども、2期目、3期目は株式会社サーベイリサーチセンターが事業実施者として実施されているかと思います。1期目以降に一般社団法人新情報センターが応札をしていないかと思うのですけれども、それは何か理由を把握されているのでしょうか。

○西川室長 大見委員、御質問ありがとうございます。事務局を通して回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○大見副主査 はい、結構です。

○西川室長 ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願ひいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。幾つか御意見をいただきましたので、ここで整理させていただければと思います。

まず、岡本委員から頂戴しました御意見としましては、資料B-2で申し上げますと、266分の49ページの再委託の業務内容とか事業者等の情報について、もう少し細かく記載ができないかという御意見をいただきました。それから、266分の52ページの部分で、一方では関係法令等と「等」がついているのに、もう一方では「等」がついていないという御意見を頂戴いたしました。両方とも記載内容の修正について検討を実施機関の

ほうにしていただきたいと思います。

それから、三輪委員からいただきました266分の30ページの暦年比較を行うシステムの構築の記載のところで、誤解を招く可能性があるということで、こちらも修正を検討していただきたいと思います。

それから最後、尾花委員からございました266分の39ページの資格要件の表記と、あと266分の254の評価基準の2-2の7,000件という表記について、統一するのかどうかというところも含めて、実施機関のほうに検討をしていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本日の審議を踏まえ、厚生労働省におかれまして引き続き御検討いただき、事務局を通して、各委員が確認した後に、手続を進めようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 厚生労働省様、本日はありがとうございました。

御審議は以上で終了となりますので、退出ボタンを押して、御退室されてください。ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(経済産業省資源エネルギー庁入室)

○中川主査 それでは、第754回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、エネルギー消費統計に係る調査実施等事業の実施状況について、経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室、後藤室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○後藤室長 承知しました。資源エネルギー庁戦略企画室の後藤と申します。資料は、ワードの右肩に資料3と書いてある資料を御覧ください。そちらの資料で御説明をさせていただきます。クレジットが資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室となっているもので、約3ページとなっているものになります。

まず、エネルギー消費統計に係る調査実施等事業の実施状況報告ということで、I、II、IIIと分かれていますが、まずIで、事業の概要等を御説明させていただきます。

事業の概要については、今申し上げたように、エネルギー消費統計調査における調査名簿の作成から調査関係書類の印刷、送付、発送、さらに問合せの対応から、実際に調査票の受付、データ入力、あとは調査票を集計するに当たっての督促とか、審査・疑義照会、

データ修正から名簿を作成しまして、最終的に作業報告書作成等に係る業務になります、調査対象は約18万事業所となります。

調査の実施期間は複数年となってございまして、現在実施している調査につきましては、2年前の令和5年10月2日から来年の9月30日までの3年間となってございます。

受託事業者は株式会社サーベイリサーチセンター。

契約金額は、3年間の総額として税抜きで約12.4億円となってございます。こちらは1者応札となってございました。

事業の目的としては、ここにも書いてあるように、「我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とする」と書いてあるのですが、ちょっとかみ砕いて御説明をさせていただきますと、京都議定書以降、CO₂の排出量を減らしますようみたいな形になっていたりするに当たって、実際に、では国内で、例えば鉄とか化学とかプラントとか、どういう事業所がどういう形でエネルギーを消費しているかというのを把握する基本調査であり、実際にそれによって得られたデータを基に、どこの部門がどのようにエネルギーの消費が大きいのか、それを減らしていくためにはどういう政策を立案して政策誘導していくのがアプローチとしてあり得るのかということを検討するものになります。

今回、選定の経緯としましては、ここに書いてあるように、1者応札が継続していた事業として平成30年度の基本方針において選定されまして、先ほど申し上げたように、今回の事業期間である令和5年度から令和8年度において初めて市場化テストの実施対象となってございます。こちらは、次期の来年度以降の令和8年度から令和11年度の市場化テストも対象事業として実施予定となってございます。

Ⅱの評価ということになりますて、確保されるべき業務の質と評価ということで、左と右に対比する形で書かれてございます。

まず、①のスケジュールの遵守のところは、当然ですが、スケジュールに沿って業務を確実に遂行すること。また、異常が生じる可能性がある場合は、速やかに報告することとなっているのですが、こちらは、こちらに記載させていただいているとおり、途中までは計画したスケジュールどおりに工程は進んでいたのですが、統計精度の確認の部分で若干その精度に疑義が生じまして、こちらの中のほうで確認した結果、少し見直し、再推計なども実施した結果、令和5年度調査の結果公表が約4か月程度遅延しました。ただ、その

4か月間の間でしっかりと精査はした上で、精度としては問題ないものを公表できてございます。

次に、②で、各種業務マニュアルに基づく適切な対応ということで、こちらは調査対象の事業者からの照会とか問合せに対して、マニュアルに基づいて適切に対応を実施していました。

また、調査対象事業者からの照会については、より細かく対応して、その対応結果は、どういう調査が多かったのか、どういう問合せが多かったのかということを踏まえて、マニュアルに反映するとか、次年度以降の調査票に反映させるなどの工夫をした結果、右側に書かせていただいているように、令和5年度と令和6年度の調査で、問合せの対応、苦情対応が減ってございます。ただ、疑義照会の部分はちょっと増えているのですが、これは、実際に相談が来ているものは、別に悪いことではないと思うので、しっかりと対応を続けているところでございます。

あと、目標回収率ということで、こちらは令和3年度の実績を基に45%以上、期日の調査票回収率、そして最終的な事業終了時における回収率は、過去最高の72%以上を目標として設定してございましたが、提出期日までの調査票の回収状況は46%、44%と、45%以上の目標に対して、それを達成できた年と達成できていない年があって、最終的な回収率については、72%以上を目指していましたが、64.6%、63.6%という結果になってございます。

続きまして、2番、実施経費についての評価という部分になりますが、従前の経費と実施経費を比較しますと、令和5年度・令和6年度調査それぞれにおいて11.4%の増加となってございます。こちらは、近年、人件費単価が上がっているということもありまして、それを踏まえて、我々は賃上げを推進している省庁ということもありますので、ちゃんと上がっている単価には対応しているということと、実際、実施体制を強化することで人員を増強していることもありますし、それに伴って費用が増えてございます。

ただ、一方で、我々も、これがひたすら増えていくというのは是としてございませんし、中長期的な調査の持続性という観点も考えて、オンラインによる回答件数を増やすようにということで、それによってある程度費用負担を抑えていくということを今もを目指してございます。

3番で、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということです。こちらは(1)、(2)と2点あるのですが、まず1つとしては、調査票や封筒・はがきのレイアウト等を

変更してございます。こちらのほうは、先ほど紹介させていただいたように、問合せ記録とかの意見を基に、実際に見づらかった部分とか、問合せが多くかった部分を改善してございます。それによって調査票の視認性を改善しました。また、オンラインで積極的に回答していただけるように、封筒やはがきなどに、オンライン回答ができますよということをちょっと丁寧に案内するようにしてございます。

あとは、回収済みの調査票のPDF化ということです。こちらは、データを入力する会社へ調査票を送る際に、今まで紙媒体でやり取りしていた部分をPDF化して共有することによって、その手間を省くようにしてございます。これが主な改善点になります。

4番以降で評価の総括ということになります。こちらは、①、②、③、④、⑤とあります。まずは、①、事業実施期間中に、業務改善等指示を受けたこともなく、法令違反等も見受けられませんでした。

また、②で、資源エネルギー庁において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えております。

あとは、入札に当たって競争入札を実施しましたが、そちらは1者応札となってございました。

また、先ほど説明もさせていただきましたが、業務はおおむね適切に実施されていたものの、令和5年度調査において公表時期の4か月の遅延が発生してしまいました。また、全体としては、回収率が目標の達成には至らなかった点があります。

あとは、⑤として、従来経費と比較して調査費用は増額となりましたので、こちらもある程度改善を今後は目指していくらなと思ってございます。

また、今回こちらの会に当たって、我々のほうでも外部有識者にはこれらの状況を御説明させていただいた上で、今後の改善なりアドバイスをいただいたものが以下4点となります。

まずは、一般論として回収率は高いほうがベターではあるものの、総調査件数が18万件という調査もあるので、それで過去最高の72%を目指すというのは、そこをただ追求し続けるのは、サンプル調査という観点で調査の精度を追求する観点だと、調査の正確性の向上には大きく寄与はしないのではなかろうかということがございました。また、オンラインの回収率を高めることは有効なので、しっかりやっていきましょうねというアドバイスをいただいてございます。その際に、その部分は、もう少し事業者さんからも提案を受け付けるような形にしたら、我々が考えるよりは、ベターな方法もあるのではないか

かと。

あとは2点目の部分です。こちらも、実査調査そのものという事業にはなっているのですけれども、こちらの部分は、実際に調査に関わる事業者さんが、もう少し企画段階からある程度コンサルティングできる部分とか、調査結果を何か公表できるとか、それをより付加価値の高いビジネスとして扱えるようにすると、もう少し競争入札に参加する人たちが増えるのではないかというアドバイスもいただいたのですが、それは調査の性質等も含めて難しい部分もあるかなとは思った部分です。

あとは、公表時期の遅延については、これはありがたいコメントだったのですが、期限を遵守することは重要だけれども、統計調査で最も重要なのは正確性ということで、正確性を優先して、4か月の遅延をしてでもちゃんと正しい調査をしたということは、ある程度評価ができるのではないかというコメントをいただきました。当然、ちゃんとスケジュールを守れるのが一番いいというのはもちろんですが、ということです。

あとは、実施経費においても、ただいたずらに、予算が少ないほうがいいからということで削ってしまうと、ただでさえ今1者というのがより競争性が低くなってしまいかねないので、その部分はオンライン回答率を上げることによって経費を下げつつ、もう少し企画の要素を入れることによって事業者さんが参加できるような幅を持たせられるといいのではないかというコメントをいただきました。

今後の方針としましては、今御説明させていただいたとおりではあるのですけれども、我々は、市場化テスト終了の基準を満たしていない部分ではありますが、よりしっかりと入札者が1者にならないように、複数者の応札になるように、あとは調査そのものの精度も上げられるようにということで、サービスの質の向上及びコストの削減を図っていけたらと考えてございます。

雑駁ではありますが、御説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 資料C-1の事業評価（案）を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど実施機関から御説明がありましたので、割愛いたします。

評価につきましては、結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適当で

あると考えております。以下、その理由を申し上げます。

確保されるべきサービスの質につきましては、スケジュールの遵守について、令和5年度調査の結果公表が4か月程度遅延しましたが、その他の工程はスケジュールどおり遂行されております。

また、各種業務マニュアルに基づき適切に実施されてございます。

回収率につきましては、令和5年度調査の提出期限までの回収率のみ目標を達成いたしましたが、その他については目標の達成には至ってございません。

実施経費につきましては、従来経費と比較しますと約4,200万円増加しております。他方で、オンラインによる回答件数を増やし、回答データの電子化などにかかる費用を削減するなど、実施経費を抑えるための方策が実施されていた点は評価できるかと思います。

市場化テストに際して、契約期間を1年から3年と複数年度化し、入札公告期間の延長、調査関係書類や報告書などの閲覧を可能とするといった情報開示をするなど、競争性改善の取組を行ったものの、1者応札となり、課題が残りました。

評価のまとめになりますが、オンライン回答率の向上の取組など、民間事業者のノウハウと創意工夫がされたものの、令和5年度調査において公表時期の遅延が発生し、また回収率につき目標の達成に至りませんでした。実施経費につきましては、増加してございます。また、1者応札となり、競争性の確保について課題が残りました。

今後の方針ですが、回収率の達成等及び競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。次期事業においては、これらの課題について検討を加えた上、引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えます。

事務局からは以上です。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○事務局 岡本委員がちょっと席を外しましたが、異存はないとのことでございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、審議はここまででよろしいでしょうか。

何か事務局から確認すべきことはございますでしょうか。

○事務局 御審議ありがとうございます。特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえて、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。

本日はありがとうございました。

○後藤室長 ありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。資源エネルギー庁様、本日はありがとうございました。

御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございました。

（経済産業省資源エネルギー庁退室）

—— 了 ——